

スチュワードシップ活動原則

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、すべての運用受託機関に対して、議決権行使に係る以下に掲げる事項の遵守を求めます。ただし、運用受託機関の個別事情に照らして実施することが適切でないと考える事項があれば、その実施しない理由の説明を求めます。

なお、連合会は、自らのスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関の議決権行使を含むスチュワードシップ活動について、適切にモニタリングし、実効的なスチュワードシップ活動の促進を目的として運用受託機関と積極的に対話（エンゲージメント）を実施します。

1. 運用受託機関におけるコーポレート・ガバナンス体制

- (1) 運用受託機関は、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れること。
- (2) 運用受託機関は、自らのコーポレート・ガバナンス体制を整えること。特に、運用機関としての独立性、透明性を高めるため、独立性の高い社外取締役を導入する等、監督の仕組みを整えること。
- (3) 運用受託機関は、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための組織・体制の構築、人材育成を行うこと。
- (4) 運用受託機関は、役職員の報酬体系がどのように受益者の利益に合致しているか説明を行うこと。

2. 運用受託機関における利益相反管理

- (1) 運用受託機関は、受益者の利益を第一として行動するために、適切に利益相反（企業グループに所属する場合にはグループ内における利益相反、年金運用コンサルタントとの利益相反を含む。）を管理すること。管理に当たっては、利益相反の種類を資本関係、取引関係等に類型化した上で、管理方針を策定し、公表すること。
- (2) 運用受託機関は、独立性の高い第三者委員会の設置等、利益相反を防止するための体制・仕組みを構築し、公表すること。第三者委員会の構成は、独立性、経験等も十分考慮して検討すること。
- (3) 運用受託機関は、自社、親会社又はグループ会社等の利害関係先に対して議決権行使を行う場合、第三者委員会等による行使判断や妥当性の検討、議決権行使助言会社の推奨の適用等、恣意性を排除する仕組みを整えること。

3. エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動方針

- (1) 運用受託機関は、エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動を実施するに当た

り、スチュワードシップ活動方針を策定し、公表すること。また、同方針の中で、運用戦略に応じたサステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、明確に示すこと。

- (2) 運用受託機関は、エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動についてはショートターミズムに陥らないよう、中長期の視点から株主価値向上に資する内容、質を重視して取り組むこと。また、実効的な活動が行えるよう、中長期のアクションプランの策定等も検討すること。
- (3) エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の専担部署を持つ場合には、その他の部署との認識共有を行うなど、サステナビリティの考慮を含むスチュワードシップ活動と運用の連携に努めること。
- (4) 運用受託機関は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、統合報告書等に記載の非財務情報も十分に活用しエンゲージメントを行うこと。
- (5) 運用受託機関は、各国のコーポレートガバナンス・コード又はそれに準ずるもの各原則において、企業が実施しない理由を説明している項目について、企業の考えを十分にヒアリングすること。
- (6) パッシブ運用を行う運用受託機関は、連合会の株式運用におけるパッシブ運用比率が高く、市場全体の中長期的な成長が収益率向上には欠かせないことを踏まえ、パッシブ運用にふさわしいエンゲージメントの戦略を立案し、実効性のある取組みを実践すること。
- (7) 運用受託機関は、エンゲージメント代行会社を利用する場合、採用に当たり、人的・組織的体制の整備やエンゲージメントのプロセスについてデューデリジェンスを実施するとともに、採用後にはサービス内容についてモニタリング・評価を継続的に行い、必要に応じてエンゲージメントを行うこと。
- (8) 投資先におけるサステナビリティを適切に考慮することは、中長期的なリスク調整後の収益率の拡大を図るための基礎となる企業価値の向上や持続的成長等に資するものであり、投資にサステナビリティを考慮することの意義は大きいと考えられることから、運用受託機関は、セクターにおける重要性、企業の実情等を踏まえて、投資先のサステナビリティに関連するリスク・収益機会を把握し、それに基づいてエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動に積極的に取組むこと。

4. 議決権行使

- (1) 運用受託機関は、議決権行使について、連合会から委託されたものであることを十分認識し、受託者責任の観点から専ら受益者の利益のために議決権を行使すること。
- (2) 運用受託機関は、投資先企業がコーポレートガバナンス・コードに対して適切な対応（コンプライ・オア・エクスプレイン）を取っているかを踏まえて議決権を行使すること。

- (3) 運用受託機関は、議決権行使において議決権行使助言会社を利用する場合、採用に当たり、人的・組織的体制の整備や助言策定プロセスについてデューデリジェンスを実施するとともに、採用後には議決権行使助言会社の名称及び活用方法を公表し、その助言内容についてモニタリング・評価を継続的に行い、必要に応じてエンゲージメントを行うこと（利益相反管理を目的とする場合は除く）。

附則

この原則は、平成29年11月24日から施行する。

附則（令和2年8月28日改正）

この原則は、令和2年8月28日から施行する。

附則（令和6年8月8日改正）

この原則は、令和6年8月8日から施行する。